

啓発活動に関すること

内 容	令和元年度実績
社協さって市発行	発行月 7月・10月・12月・3月 発行数 20,600部 事業費 1,143,928円
その他の啓発活動	社協さって市特別号発行 ガイドブック（社協事業案内）発行 ホームページによる情報発信 市広報紙や民間の刊行物へ募集記事等を掲載

財源に関すること

内 容	令和元年度実績
会費収入 地域福祉の推進するために、 世帯（個人）や企業に会員とい う形でご協力をいただくもの。	9,987件 5,809,000円 内訳 一般会員 9,513件 4,756,500円 協力会員 366件 367,500円 特別会員 108件 685,000円
寄付金収入 地域福祉を推進するために、 個人や団体等から寄付という形 でご協力をいただくもの。	寄付金 54件 1,897,724円 寄付物品 ●車椅子 3件8台 256,250円（福祉機器貸出事業に使用） ●壁掛時計 1台（さくらの里へ）
共同募金配分金収入 埼玉県共同募金会から社協の 事業費として配分されたもの。	一般募金配分金収入（赤い羽根共同募金） 2,525,000円 歳末たすけあい募金配分金収入 1,943,784円
福祉基金積立資産 地域福祉活動の充実を図るた めに、定期預金、普通預金とし て積み立てられたもの。	令和元年度積立額（利息分） 2,812円 基金残高 47,826,580円

新型コロナウイルス感染症対策に関すること

令和2年1月に初めて新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されました。

その後、新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年3月26日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部を設置し、令和2年4月7日に、特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、社会福祉協議会では、情報提供・共有及びまん延防止策により、地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制すること、経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる役割等を果たすため、次のとおり対応しました。

① 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため中止した事業（令和元年度のみ）

3月9日（月）災害ボランティア研修会

ふれあい・いきいきサロン代表者会議

3月12日（木）配食サービス事業

心配ごと相談所事業

3月16日（月）ふれあい電話サービス事業

3月18日（水） ”

3月23日（月） ”

3月25日（水） ”

3月26日（木）配食サービス事業

心配ごと相談所事業

② 休業された方向け緊急小口資金の特例貸付の実施（県社協受託事業）※再掲

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯へ20万円以内の貸し付け相談を実施しました。

令和2年3月末日現在の相談件数 3件、申請件数 2件、貸付件数 2件、貸付金額 40万円

次年度用

4月16日には、特措法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域が全都道府県とされました。

このことを踏まえ、社会福祉協議会として、情報提供・共有及びまん延防止策により、地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制すること、経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる役割等を果たすため、次のとおり対応しました。

② 新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等について

令和2年4月20日～5月31日まで二交代制勤務とボランティア活動室の利用による職員の分散化を並行して行うこととした。また、窓口への飛散防止フィルムの設置、室内の消毒や換気、マスクの着用を実施した。

幸手市障害者自立支援施設については、職員・利用者の健康観察や感染予防対策を徹底し、必要な支援を継続して実施した。